

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課	
不利益処分名	特別障害者手当の支給の制限	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第26条の5において準用する第20条又は第21条	
連 絡 先	(電話 621-5177)	
処 分 基 準	基 準	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月まで特別障害者手当を支給しない。</p> <p>(1) 受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「令」という。)第7条で定める額を超えるとき。</p> <p>(2) 受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第8条において準用する令第2条第2項で定める額以上であるとき。</p>
	参 考 事 項	改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)